

北九州市生涯学習人材バンク運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市生涯学習人材バンク(以下「人材バンク」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 人材バンクは、次に掲げる事項を目的として運営する。

(1) 北九州市民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習に関して幅広い知識や経験を有する個人や団体の人材情報を収集・蓄積し、インターネット等を介して提供する。

(運営の主体)

第3条 人材バンクの運営は、北九州市総務市民局生涯学習総合センター(以下「生涯学習総合センター」という。)が行う。

(業務内容)

第4条 人材バンクは次の事業を行う。

- (1) 人材の登録、変更及び取消しに関すること
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること
- (3) 人材の発掘及び養成に関すること
- (4) その他、人材バンクについて必要なこと

(登録の分野、対象及び資格)

第5条 登録の分野は、生涯学習に関するあらゆる分野とする。

2 人材バンクに登録する対象は、生涯学習についての理解やボランティアへの熱意を持ち、持てる知識や経験、技能を地域社会で積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体(以下「登録者」という。)とし、国籍及び住所等は問わない。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする場合、及び暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者は、登録できない。

(登録の方法)

第6条 人材バンクへ登録を希望するものは、まなびネットひまわり(北九州市生涯学習総合情報提供サイト)講師登録画面から申請フォームを入力し、生涯学習総合センターに提出する。

2 生涯学習総合センターは、前項の登録申請があった場合は、内容を確認の上、登録を決定する。

3 前項のほか、生涯学習総合センターが登録を適当と認める者については、本人の承諾を得て登録することができる。

(人材バンクの公表)

第7条 登録者の氏名及び団体名の公表は任意とする。ただし、活動分野等については公表とする。

(禁止事項)

第8条 登録者は、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

- (1)公序良俗に反する行為
 - (2)法令に反する行為
 - (3)他の登録者又は第三者の著作権を侵害する行為
 - (4)他の登録者又は第三者を誹謗し、又は中傷する行為
 - (5)他の登録者又は第三者に不利益を与える行為
 - (6)選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれに類似する行為
 - (7)人材バンクの運営を妨害する行為
 - (8)その他生涯学習総合センターが不適当と判断する行為
- (登録の変更)

第9条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、生涯学習総合センターに連絡の上、生涯学習総合センターにおいて変更内容を修正する。

(登録の取消)

第10条 生涯学習総合センターは、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請行為をしたとき。
- (2)登録者から登録解除の申し出があったとき。
- (3)暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (4)登録者が、第8条各号に掲げる行為をしたとき。

(人材バンクの利用)

第11条 人材バンクを利用できる者は、市内在住、在勤若しくは在学の個人又は市内で活動している団体とする。

2 政治、宗教又は営利を目的とする場合、及び暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有することが判明した場合は、人材バンクの利用を制限することができる。

(事故)

第12条 登録情報等に起因して生じた損害に対して、生涯学習総合センターは一切の責任を負わないものとする。

2 登録者は、自己の情報について、他の登録者又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、生涯学習総合センターに損害を与えないようにしなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 9 月 4 日から施行する。